

大船渡地方振興局長告示第 11 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程の廃止を承認した。

平成 20 年 5 月 16 日

大船渡地方振興局長 高 橋 克 雅

- 1 農地保有合理化事業規程を廃止する者の名称及び住所 陸前高田市農業協同組合 陸前高田市高田町字館の沖 18 番地
- 2 廃止年月日 平成 20 年 4 月 30 日